

立川市子ども未来センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

事業の実施場所の変更による。

立川市子ども未来センター条例の一部を改正する条例

立川市子ども未来センター条例（平成24年立川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（設置） 第1条 子育て、文化芸術活動及び市民活動を支援するとともに、地域の活性化を図るため、立川市子ども未来センター（以下「子ども未来センター」という。）を立川市錦町3丁目2番26号に設置する。 （事業） 第2条 子ども未来センターでは、次の各号に掲げる事業を実施する。 (1) ……略…… (2) <u>削除</u> (3)～(6) ……略…… （使用の不承認） 第4条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合においては、子ども未来センターの使用を承認してはならない。 (1)～(4) ……略…… （行為の制限） 第5条 ……略…… 2 <u>前項に規定する許可</u>を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 3 <u>第1項に規定する許可</u>を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、その許	（設置） 第1条 子育て、<u>教育</u>、文化芸術活動及び市民活動を支援するとともに、地域の活性化を図るため、立川市子ども未来センター（以下「子ども未来センター」という。）を立川市錦町3丁目2番26号に設置する。 （事業） 第2条 子ども未来センターでは、次の各号に掲げる事業を実施する。 (1) ……略…… (2) <u>教育支援に関する事業</u> (3)～(6) ……略…… （使用の不承認） 第4条 市長は、次の各号の<u>二</u>に該当する場合においては、子ども未来センターの使用を承認してはならない。 (1)～(4) ……略…… （行為の制限） 第5条 ……略…… 2 <u>前項の許可</u>を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 3 <u>第1項の許可</u>を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受け

可を受けなければならない。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

4 市長は、第1項又は前項に規定する許可に子ども未来センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用条件の変更等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用条件を変更し、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1)～(3) ……略……

2 ……略……

別表（第8条関係）

施設区分	使用区分	使用料
……略……	……略……	……略……

備考

1～3 ……略……

4 次のいずれかに掲げる用途で使用する場合における使用料は、使用の承認をした使用区分のうち準備に要する使用区分を除く使用区分に係る使用料に100分の50を加算する。

ア及びイ ……略……

5 ……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

なければならない。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

4 市長は、第1項又は前項の許可に子ども未来センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用条件の変更等)

第12条 市長は、使用者が次の各号の二に該当する場合においては、使用条件を変更し、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1)～(3) ……略……

2 ……略……

別表（第8条関係）

施設区分	使用区分	使用料
……略……	……略……	……略……

備考

1～3 ……略……

4 次の二に掲げる用途で使用する場合における使用料は、使用の承認をした使用区分のうち準備に要する使用区分を除く使用区分に係る使用料に100分の50を加算する。

ア及びイ ……略……

5 ……略……

